

勝浦市高齢者配食サービス事業業務委託仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて追記するものとする。

1. 業務名

勝浦市高齢者配食サービス事業業務委託

2. 業務の範囲

原則勝浦市内一円

3. 業務の内容

(1) 令和8年度実施予定（年間見込）

ア 利用者数 100人程度

イ 配食件数 延べ 11,000食程度

※数字は予定（見込）であり保証するものではない。

※事業者が複数ある場合は、市が作成する「勝浦市高齢者配食サービス事業業務委託業者一覧」により、利用者が事業者を選択するものとする。

- (2) 市が指定する利用者に対して、高齢者に配慮された食事を月曜日から金曜日の間、利用者1名につき3食以内を配達するとともに必ず安否を確認する。
- (3) 配達する弁当は、できるだけ季節に応じた食材を使用し、利用者がそのまま食することが可能な状態で届けられること。
- (4) 弁当の受け渡し方法は、原則として手渡しとする。ただし、特別な事情がある場合には、安否確認をした上で親族等に渡すことは可能とする。また、車両の運行、駐停車については、道路交通法等の関係法規を遵守するとともに、関係者の了解を得るなど十分配慮すること。
- (5) 配食にあたっては、利用者の状況を確認するとともに、コミュニケーションに努めるものとする。ただし、利用者に異常があったとき、市への相談業務等があったとき又は、予定外の事態でサービスの実施が困難となった場合は、速やかに市に連絡し、指示に従うものとする。
- (6) 配食時間に利用者が不在の場合は、緊急時ということも考えられるため、再々確認し、異常を発見した場合は、速やかに市に連絡し、指示に従うものとする。
- (7) 配食の変更及びキャンセルについては、配食日の前日までに、利用者及び市からの申し出があった場合は配食の変更及びキャンセルすること。
- (8) 事業者は、事故等によりサービスの提供が困難になった場合の代替、代行措置をあらかじめ整えておくなど配食の確保に努めること。
- (9) 弁当の容器は、回収形式または使い捨て形式のもので、衛生的かつ安全に利用者宅まで個別配達が出来るものとし、回収形式については次

回配達時に行うものとする。

なお、配達にあたっては、保温・衛生面に配慮すること。

※箸については、利用者が各自用意する。

4. 一食単価（税込）

調理食 940円、冷蔵食 740円

5. 委託料（税込）

調理食 540円、冷蔵食 430円

6. 利用者負担

単価から委託料を差し引いた額

7. 配達時間

概ね10時30分から13時30分の間とする。

8. 実績報告

毎月分の配食の利用実績表を当該月の翌月の10日までに市に報告すること。

9. 安全・衛生について

- (1) 事業者は、保健所等の監督官庁の指導を遵守し、衛生規則を定め、集団給食としての衛生管理を徹底し、食中毒の予防に万全を期するものとする。
- (2) 事業者は、業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関係法規を守り監督官庁の指示に従うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、配達時には、手指消毒、マスク（サージカルマスク又は不織布マスク）その他感染対策を徹底し、感染予防に努めること。

10. その他

- (1) 事業者は、携帯電話等を活用し、常に連絡できる体制をとり、不在の場合に利用者からの受付等に対応するため、留守番電話・FAX等の設置を行うこと。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 事業者は、利用者負担金の徴収のお知らせ等を月1回、利用者に弁当と一緒に配ること。

また、弁当を提供した月の末日までの利用者負担金をその翌月までに利用者より徴収すること。

- (4) 事業者は、利用者台帳を作成し、市から新規・修正・廃止等の報告を管理すること。
- (5) 事業者は、配食に使用する車両を用意し、運用にかかる経費を負担すること。

また、事業者は、配食に使用する車両及び本事業に係る保険等に加入すること。

※保険等とは、自動車損害賠償任意保険料・自動車損害賠償責任保険料・損害賠償保険・傷害保険等の事業に係る全ての保険をいう。

- (6) 市は、本事業について調査することができるとともに、利用者からの要望、苦情に基づき、事業者に対して業務の改善等を要請することができる。
- (7) 事業者は、委託業務に関し事故等が発生した場合は、速やかに必要な代行措置を講じ、その状況を市に報告しなければならない。
また、事故による一切の損害及び責任は事業者が負うものとする。
- (8) 委託料は、配食数に応じて1ヶ月単位で支払うものとし、市は事業者からの請求書を受理した後に、委託料を支払う。
- (9) 事業者は、委託期間終了後、利用者台帳等の個人情報が含まれる資料を市に速やかに返却すること。
- (10) 事業者は、高齢者の安定した生活を支援する事業を行う事業者として、関係機関の連携を図るため、地域ケア会議への参加など、可能な限り協力すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議するものとする。